

小学校バンドフェスティバル東北大会 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本小学校バンドフェスティバル東北大会」という。

(実 施)

第2条 全日本小学校バンドフェスティバル東北大会（以下、東北大会）は、各県から推薦された小学校が参加して、毎年実施する。

(各県連盟)

第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 青森県吹奏楽連盟 | (2) 秋田県吹奏楽連盟 |
| (3) 岩手県吹奏楽連盟 | (4) 山形県吹奏楽連盟 |
| (5) 宮城県吹奏楽連盟 | (6) 福島県吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、東北吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で決める。

2 理事会は、毎年12月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 参加資格

(参加資格)

第5条 参加資格は、東北吹奏楽連盟（以下、東北吹連）に登録された小学校で、構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

2 出演者が2つ以上の団体に重複して参加することを認めない。

(入賞取消)

第6条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第3章 演奏・演技

(参加人員)

第7条 参加人員は、自由とする。

(編成)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。ただし、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

(演奏時間)

第9条 演奏時間は、7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第10条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲は、県予選に用いたものとする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

(演奏形態)

第13条 演奏形態は、自由とする。

(服装)

第14条 服装等は、自由とする。

(演奏順序)

第15条 演奏順序は、理事会において決める。

第4章 表彰・審査・代表

(表彰)

第16条 参加団体にトロフィーを贈る。また、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(審査)

第17条 審査員は、理事会で選出し、理事会が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

第18条 参加団体の中から、4団体を全日本小学校バンドフェスティバルに推薦する。ただし、東日本学校吹奏楽大会に参加した団体は推薦しない。

第5章 県代表

(県代表)

第19条 各県連盟は、県代表団体を決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第20条 各県連盟は、マーチングコンテストと小学校バンドフェスティバルを通して7団体推薦できる。ただし、小学校バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。

(参加費用)

第21条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第22条 東北大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第23条 東北大会実行委員には、東北吹連役員と主管県の役員があたる。

(実施要項)

第24条 その他の開催上の細目については、実行委員会~~会~~が定める。

(改定)

第25条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附則

この規定は、平成 19 年 4 月 21 日より実施する。

この規定は、平成 25 年 4 月 27 日一部規定改定。

この規定は、平成 29 年 2 月 4 日一部規定改定。

この規定は、平成 30 年 2 月 3 日一部規定改定。

小学校バンドフェスティバル東北大会 審査内規

第 1 条 この内規は、小学校バンドフェスティバル東北大会実施規定第 17 条に基づき審査および判定について定めるものである。

第 2 条 審査員は、「演奏技術」「総合表現」の 2 項目について 10 段階で評価する。

第 3 条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された 3 名によって構成する判定委員会が行う。

第 4 条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は 3 : 4 : 3 を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。

1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

2 1 で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第 5 条 第 4 条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。

第 6 条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。

第 7 条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附則

この内規は、平成 18 年 12 月 2 日より実施する。

この内規は、平成 21 年 4 月 25 日一部内規改定。

この内規は、平成 29 年 2 月 4 日一部内規改定。

この内規は、平成 30 年 2 月 3 日一部内規改定。